

## 議員提出議案の概要及び処理結果

十二月定例会では、「北朝鮮の人工衛星と称する弾道ミサイル発射実験に対する意見書、抗議決議」及び「中国機の領空侵犯に関する意見書、抗議決議」がそれぞれ提出されました。

その要旨と議決結果は次のとおりとなっています。

### 北朝鮮の人工衛星と称する弾道ミサイル発射実験に対する意見書・決議

#### 要旨

提出者 箕底 用一

北朝鮮は、我が国をはじめ国際社会が再三にわたり発射の自制を強く求め、国連安保理決議違反にあたる人工衛星と称する弾道ミサイル発射実験を、平成二十四年四月十三日に強行した。

発射された弾道ミサイルは発射直後にトラブルを起こし弾道ミサイル発射実験は失敗に終わったものの、再び人工衛星と称する弾道ミサイルの発射実験を平成二十四年十二月十日から二十二日までの間に実施すると発表した。



▲ミサイル発射情報が伝えられる（Jアラート）

今回も北朝鮮が人工衛星とル落下の危険性のある当市では、市民の生命財産が危険にさらされ、経済的にも大きな損失を被るのは否めない状況にある。

また、前回の弾道ミサイル発射実験の際にも当市議会は、我が国政府に、北朝鮮に対して当市議会の抗議の意思を然るべき外交手段で伝え、関係各国と連携を強化して北朝鮮に再度発射実験を強行させない一層の外交努力を行うよう強く要請したにも係らず、再度弾道ミサイル発射実験が実施される状況にあることに對

して、我が国政府の外交努力の無さには極めて遺憾である。よって、政府におかれては、左記事項について早急に対応するよう強く要請する。

記

一、北朝鮮に対して当市議会の抗議の意思を然るべき外交手段にて強く伝えること

二、関係各国と連携を強化して北朝鮮に再度発射実験を強行させないこと

三、緊急時情報提供体制等より一層の充実に万全を期すこと

（結果）賛成多数で可決



### 中国機の領空侵犯に対する意見書・決議

#### 要旨

提出者 仲嶺 忠師

日本固有の領土であり石垣市の行政区域である尖閣諸島において、中国政府が公船による領海侵犯を繰り返しているなか、今月十三日、尖閣諸島の魚釣島近くの領空を中国国海海洋局の航空機一機が侵犯するという由々しき事態が発生した。

防衛省によると、海上保安庁から連絡を受け、航空自衛隊那覇基地からF15戦闘機とE2C早期警戒機を緊急発進させたが、現場に到着した時点で中国機は領空外へ出ていた。巡視船から無線で「わが国の領空を侵犯している」と呼びかけたところ、中国機は「ここは中国の領空である」と回答するなど、尖閣諸島の領有権を主張する中国が領空からもわが国への揺さぶりをエスカレートさせていることは明白で、極めて遺憾なことであり主権侵害である。これまで、本市及び本市議会は

漁業者が安心して操業できるよう政府に求めてきたが、中国の度重なる挑発行為は住民を不安に陥れ、領有権を主張する中国政府の横暴な行為に住民の不安と怒りは増加するばかりである。

中国政府は、今回の航空機による領空侵犯に対して「全く正常なこと」として、公船による領海侵犯だけでなく航空機による領空侵犯も常態化させる可能性を示唆している。よって、政府においては、領空侵犯した中国機を捕捉できなかつた事実をふまえ、緊張感を持って警戒監視にあたりると同時に、中国政府に対して毅然とした対応をするよう強く要請する。

（結果）全会一致で可決



魚釣島 尖閣諸島